百四	三河信用組合	愛知県蒲郡市神明町十二番二十号
百五	滋賀県信用組合	滋賀県甲賀市水口町八光二番四十五号
百六	のぞみ信用組合	大阪府大阪市中央区内本町二丁目三番五号
百七	淡陽信用組合	兵庫県洲本市栄町一丁目三番十七号
百八	朝銀西信用組合	岡山県岡山市北区厳新町二丁目六番十九号
百九	信用組合広島商銀	広島県広島市中区西平塚町四番十二号
百十	山口県信用組合	山口県山陽小野田市中央一丁目二番四十号
百十一	とびうめ信用組合	福岡県福岡市東区箱崎一丁目十番八号
百十二	大分県信用組合	大分県大分市中島西二丁目四番一号
百十三	宮崎県南部信用組合	宮崎県日南市南郷町中村乙八千二百四十一番地二
百十四	奄美信用組合	鹿児島県奄美市名瀬幸町六番五号

2　指定期間

市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間は、平成二十七年七月一日から平成二十七年十二月三十一日までとする。

○国土交通省告示第八百二十六号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年七月一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「、第二十号及び第二十一号」を「及び第二十号」に改め、同項第五号及び第六号を次のように改める。

五　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）のうち、車両総重量3.5ｔを超えるものは、完成検査等の際、別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定する暖機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物（大気開放するブローバイ・ガスを含む。以下この号、第六号、第十五号及び第十六号並びに第119条第１項第三号及び第八号において同じ。）に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をｇで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）に0.86を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をｇで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）に0.14を乗じた値をそれぞれ加算した値を、同別添に規定する暖機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.86を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.14を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値及び同別添に規定するWHSCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排気物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をｇで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）を、同別添に規定するWHSCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であって既に完成検査等を終了したすべてのものにおける平均値が、一酸化炭素については2.22、非メタン炭化水素については0.17、窒素酸化物については0.4、粒子状物質については0.010を超えないものであること。

六　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）のうち、車両総重量3.5ｔを超えるものは、新規検査等の際、別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定する暖機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をｇで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）に0.86を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をｇで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）に0.14を乗じた値をそれぞれ加算した値に、同別添に規定する暖機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.86を乗じた値に、同別添に規定する冷機状態でのWHTCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値に0.14を乗じた値を加算した値でそれぞれ除して得た値及び同別添に規定するWHSCモード法により運行する場合に発生し、当該排気管から大気中に排出される排気物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をｇで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）を、同別添に規定するWHSCモード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については2.95、非メタン炭化水素については0.23、窒素酸化物については0.7、粒子状物質については0.013を超えないものであること。

第四十一条第一項第十五号中「（大気開放するブローバイ・ガスを含む。以下この号、第十六号及び第119条第１項第八号において同じ。）」を削り、同項第十七号中「、一酸化炭素については2.62、炭化水素については0.27、窒素酸化物については0.21」を「、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値」に改め、同号に次の表を加える。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	炭 化 水 素	窒素酸化物
イ　総排気量が0.125ℓを超え0.150ℓ未満であり、かつ、最高速度が100km／h未満の二輪自動車	1.14	0.30	0.07
ロ　総排気量が0.125ℓを超え0.150ℓ未満であり、かつ、最高速度が100km／h以上130km／h未満の二輪自動車又は総排気量が0.150ℓ以上であり、かつ、最高速度が130km／h未満の二輪自動車	1.14	0.20	0.07
ハ　総排気量が0.125ℓを超え、かつ、最高速度が130km／h以上の二輪自動車	1.14	0.17	0.09

第四十一条第一項第十六号中「、一酸化炭素については3.48、炭化水素については0.36、窒素酸化物については0.28」を「、次の表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値」に改め、同号に次の表を加える。

自　動　車　の　種　別	一酸化炭素	炭 化 水 素	窒素酸化物
イ　総排気量が0.125ℓを超え0.150ℓ未満であり、かつ、最高速度が100km／h以上130km／h未満の二輪自動車又は総排気量が0.150ℓ以上であり、かつ、最高速度が130km／h未満の二輪自動車	1.58	0.24	0.10
ロ　総排気量が0.125ℓを超え、かつ、最高速度が130km／h以上の二輪自動車	1.58	0.21	0.14